産情発 0219 第 1 号 保 発 0219 第 2 号 令和 7 年 2 月 19 日

地方厚生(支)局長 | 殿都 道 府 県 知 事 |

厚生勞斷於臣官所医藥産業擬興·医療情報審議官 (公印省略) 厚生勞働省保險局長 (公印省略)

「医療用医薬品の薬価基準収載等に係る取扱いについて」の一部改正について

医療用医薬品の薬価基準収載等に係る取扱いについては、「医療用医薬品の薬価基準収載等に係る取扱いについて」(令和6年2月14日産情発0214第2号、保発0214第2号。以下「通知」という。)により取り扱ってきたところであるが、令和7年度薬価改定に伴い、中央社会保険医療協議会において、「薬価算定の基準について」が改正されたことを踏まえ、通知の一部を下記のとおり改正し、令和7年4月1日から適用するので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関及び審査支払機関に対して周知徹底を図られたく通知する。

記

1中「「薬価算定の基準について」(令和6年2月14日保発0214第1号)第2章第3部4の」を「「薬価算定の基準について」(令和7年2月19日保発0219第1号)第2章第3部4の」に改める。

「医療用医薬品の薬価基準収載等に係る取扱いについて」(令和6年2月14日産情発0214第2号、保発0214第2号)の一部改正について (傍線部分は改正部分)

## 改正後

1 新医薬品の薬価基準収載手続

新医薬品の薬価基準収載の手続は、次のとおりであること。

なお、「薬価算定の基準について」(令和7年2月19日保発0219第1号)第2章第3部4の新規収載品の薬価基準収載の手続並びに第3章第5節の条件・期限付承認を受けた再生医療等製品の特例の手続及び第7節2本文なお書の薬価改定の手続についても、これに準じて行うこと。

 $(1)\sim(6)$  (略)

 $2 \sim 4$  (略)

別紙様式1~別紙様式8 (略)

## 改正前

1 新医薬品の薬価基準収載手続

新医薬品の薬価基準収載の手続は、次のとおりであること。

なお、「薬価算定の基準について」(令和6年2月14日保発0214第1号)第2章第3部4の新規収載品の薬価基準収載の手続並びに第3章第5節の条件・期限付承認を受けた再生医療等製品の特例の手続及び第7節2本文なお書の薬価改定の手続についても、これに準じて行うこと。

 $(1)\sim(6)$  (略)

 $2 \sim 4$  (略)

別紙様式1~別紙様式8 (略)